

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月23日

【事業年度】 第64期（自 平成26年3月21日 至 平成27年3月20日）

【会社名】 株式会社プロルート丸光

【英訳名】 MARUMITSU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安 田 康 一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町二丁目1番5号

【電話番号】 06(6262)0303

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 森 本 裕 文

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区久太郎町二丁目1番5号

【電話番号】 06(6262)0303

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 森 本 裕 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月15日に提出いたしました第64期（自平成26年3月21日 至 平成27年3月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社は、経営監視の客観性・公平性を確保するため、社外監査役を2名選任しております。社外監査役は原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、当社と特別の利害関係を有していない独立の立場から、経営判断及びその意思決定の過程において、業務執行の適正性等について有用な助言をおこなう等の役割を果たしております。社外監査役の皆見量政、山本良作の両氏は、他社における代表取締役であり、豊富な社会常識、経営知識等を有しており、客観性及び中立性をもった経営監視機能を果たすのに適任と考え、選任しております。また、当社と取引上の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

このように、社外監査役による客観的かつ中立的な立場での経営監視機能が十分に発揮できる体制を整えてまいりましたが、この度、更なるコーポレート・ガバナンスの強化のため、平成27年6月12日開催の定時株主総会において新たに社外取締役を選任いたしました。社外取締役は、取締役会等の出席を通し業務執行状況を把握し、監査役会や会計監査人からの監査報告を受け、客観的かつ中立的な立場での経営の監督にあたってまいります。

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、社外取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針を明確に定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

(訂正後)

当社は、経営監視の客観性・公平性を確保するため、社外監査役を2名選任しております。社外監査役は原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、当社と特別の利害関係を有していない独立の立場から、経営判断及びその意思決定の過程において、業務執行の適正性等について有用な助言をおこなう等の役割を果たしております。社外監査役の皆見量政、山本良作の両氏は、他社における代表取締役であり、豊富な社会常識、経営知識等を有しており、客観性及び中立性をもった経営監視機能を果たすのに適任と考え、選任しております。また、当社と取引上の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

このように、社外監査役による客観的かつ中立的な立場での経営監視機能が十分に発揮できる体制を整えてまいりましたが、この度、更なるコーポレート・ガバナンスの強化のため、平成27年6月12日開催の定時株主総会において新たに社外取締役を選任いたしました。社外取締役は、取締役会等の出席を通し業務執行状況を把握し、監査役会や会計監査人からの監査報告を受け、客観的かつ中立的な立場での経営の監督にあたってまいります。社外取締役の竹原克尚氏は、他社の常勤監査役として豊富な経験と幅広い見識を備えており、客観性及び中立性をもった経営監督機能を果たすのに適任と考え、選任いたしました。また、当社と取引上の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、社外取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針を明確に定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。